



青年部会への ご入会のおすすめ！

青年部会は、次世代を担う若手経営者および幹部社員が柔軟な発想と行動力で、税や経営について学び、地域社会へ貢献することを目指します。貴方も青年部会の仲間になりませんか？

年会費無料！



税や経営の知識を深める

- 税務署担当官・税理士による税務研修会
企業活動に必要な税情報や事業承継・相続等、若手経営者のニーズにあった税知識が税務研修会で得られます。



- 経営・法務・実務セミナー
経営、法務、ITCセミナーなど時代にマッチした各種セミナーを行っています。



租税教育活動

- 租税教育事業
次代を担う子どもたちの租税教育活動の企画運営を行っています。

体験型租税教室
「けんたくんと
税を学ぼうin太宰府」



小学校での租税教室

青年部会は、筑紫法人会の会員企業の50歳までの若手経営者、幹部社員が部会員となって活動しています。

研修や会員交流会に参加して、経営に役立つ情報や様々な経営者の方との出会いを見つけないか？

また、次世代を担う税のオピニオンリーダーとして、正しい税知識を学び、租税教育活動を通じて、子どもたちに税の大切さを伝えています。みなさまの青年部会へのご加入を心よりお待ちしております。

多彩な出会いのチャンス

- 会員交流会・異業種交流会
会員交流会や異業種交流会での、さまざまな業種の経営者との情報交換で、新たな事業展開のヒントを得たり、ビジネスチャンスが生まれます。
- 懇親事業
企業見学・他法人会との交流会など会員交流を深める懇親事業を行っています。



入会申込書

公益社団法人筑紫法人会青年部会御中

私は、公益社団法人筑紫法人会青年部会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。
入会後は、公益社団法人筑紫法人会および青年部会の会則にのっとり貴会に対してご迷惑は一切掛けないことを誓約します。

平成 年 月 日

フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日
法人名			
法人所在地	〒 ー		
電話番号		FAX番号	
役職名			
電子メール	@		
ホームページアドレス			
紹介者名		所属団体等	

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた情報は、当法人会が事業として実施する次に示す利用目的に使用し、それ以外では使用いたしません。
①当会員名簿等の作成及び当会活動、当会事業等での活用②当会福利厚生制度への活用③当会関係各種資料等の送付。
ただし、「個人情報の保護に関する法律」で示す例外情報についての開示、訂正等のお問い合わせにつきましては、下記連絡先までお願いいたします。

【入会申込方法】

上記、入会申込書にご記入の上、FAX (092-922-6569)
又は郵送にてお申込ください。

【申込・連絡先】

〒818-0084 福岡県筑紫野市針摺西1-3-28 筑油ハイツ2階

公益社団法人 筑紫法人会

TEL 092-924-6387 FAX 092-922-6569

*****公益社団法人筑紫法人会 青年部会会則*****

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人筑紫法人会(以下「本会」という。)青年部会(以下「本部会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目的)

第3条 本部会は、本部会運営規程第3条の規程に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う経営者として資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 法人会組織の充実及び各種事業活動に積極的に参画する。

特に法人会の主要事業である税の啓発を中心とする活動や地域社会への貢献活動については、青年部会の柔軟な発想と行動力を生かし、親会や女性部会とも密接に連携の上、その企画・実施にあたって積極的役割を果たすこととする。

(2) 公益目的事業の柱となる租税教育活動を主体的に推進する。

租税教育活動は、青年部会が取り組むべき最重要課題であるという認識のもと、親会や女性部会とも連携の上、その企画・実施を主体的に推進する。

(3) 部会員の自己啓発を図るため、各種研修会を開催するとともに、経営上の諸問題に関し、調査・研究を行う。

(4) 各種行事・情報交換を通じ、部会員相互の親睦・交流を図る。

(5) その他、本部会の目的達成に必要な事業(部会員)

第5条 本部会の部会員は、本会の会員に所属する、満50歳までの若手経営者及び幹部等とする。

(会費)

第6条 部会の経費は原則として、本会から負担する。

2 事業運営上必要があるときは、臨時会費を徴収することができる。

3 会費は原則として返還しない。

(改廃)

第7条 この会則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。